一般社団法人日本鳶工業連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本鳶工業連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、全国の鳶職人等を結集し、鳶工事業等の技術面の進歩及び改善、鳶職人等の社会 的・経済的地位の安定・向上を図ると共に、関係団体及び他産業等との連携・意見交換等により 我が国の建設業の健全な発展を図り、もって公共の福祉を増進させることを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 鳶工事業の経営並びに技術の改善に関する調査研究及び建議
 - (2) 鳶工事業者・鳶技能者等の育成の推進及びそれらに係る施策の研究及び建議
 - (3) 鳶工事業者の安全施工に関する研究及び指導
 - (4) 鳶工事業者に対する社会の認識を高めるための啓蒙及び宣伝
 - (5) 鳶工事業に係る共同施設の設置並びに運営
 - (6) 鳶工事業に係る資機材等の共同購入
 - (7) 鳶工事業の経営に必要な事業資金の貸付け及びそのための借入
 - (8) 鳶工事業者とその労働者等の福利厚生に関する調査研究・建議・周知及び事業の推進
 - (9) 機関紙及び図書の発行
 - (10)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - 2. 前項の事業は、日本全国で行う。

第3章 会 員

(構 成)

- 第5条 この法人に、正会員を置く。
 - 2. 正会員は、この法人の目的に賛同する鳶工事業者が組織する事業所(法人格がないものについてはその代表者)で、第7条の規定によりこの法人の正会員になった事業所(法人格がないものについてはその代表者)とする。
 - 3. この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」)上の社員は、正会員総数の中から概ね50名以内をもって選出される代議員とする。
 - 4. 代議員を選出するために正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は

理事会において定める。

- 5. 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 6. 第4項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
- 7.代議員の任期は、選出後2事業年度以内の内最終のものに関する定期総会終結のときまでとする。 ただし、代議員が総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴えを提起 している場合には、当該訴訟が終了するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代 議員は、役員の選任及び解任、並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。
- 8. 代議員が欠けた場合、補欠の選挙をすることができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。この代議員補欠選挙の細則は、理事会において定める。
- 9. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1)定款の閲覧等
 - (2)社員名簿の閲覧等
 - (3)総会の議事録の閲覧等
 - (4)社員の代理権証明書面等の閲覧等
 - (5)議決権行使書面の閲覧等
 - (6)計算書類等の閲覧等
 - (7)清算法人の貸借対照表等の閲覧等
 - (8)合併契約等の閲覧等
- 10. 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対しこれによって生じた損害を賠償する 責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は総正会員の同意が無ければ免除す ることができない。

(その他会員種別)

第6条 前条の正会員の他、準会員、特定技能会員、特別賛助会員及び賛助会員を置き、これらの詳細 は理事会で定める。

(会員資格の取得)

- 第7条 この法人の会員になろうとする事業所及び団体(法人格のないものについてはその代表者)は、 理事会において別に定める入会届に入会金を添えて提出しなければならない。
 - 2. 会員は、総会において別に定める額の会費を納入しなければならない。
 - 3. 会員は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、 又は誓約しなければならない。
 - (1)自己または自己の役員、重要な地位にある使用人、経営に影響力を行使しうる株主や顧問等 (以下「自己の役員等」という。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業及び団体、または その関係者、そのほか所謂反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではな

- く、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- (2) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また、今後もそうでないこと。
- (3) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また、今後もそのようなことはないこと。
- (4) 自己または自己の役員等が、反社会的勢力に対して金品等を提供し、または何らかの便宜を 供与するなどにより、反社会的勢力の維持運営に協力し、または、関与していないこと、ま た、今後もそのようなことはないこと。
- (5) 自らまたは第三者を利用して、貴連合会及び貴連合会の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先、及びそれらの関係者の家族等(以下「関係先等」という。) に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、貴連合会及び貴連合会の関係先等の業務を妨害しないこと。
- (6) 上述の各項は、自己が委託した協力会社についても同様とする。
- 4. 前項(1)から(6)までを確認し、誓約書に記名、押印をして提出しなければならない。

(退 会)

第8条 会員で退会しようとする者は、退会届に理由を附して提出しなければならない。

(除 名)

- 第9条 会員が、次の各号に該当するときは、総会の議決によりその者を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反し、又は会員としての義務に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、正会員、特別賛助会員及び賛助会員は次のいずれかに該当するときは、 その資格を失う。
 - (1) 第7条の支払義務を3ヵ月以上履行しなかったとき。
 - (2) 総社員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡又は解散したとき。

第4章 総 会

(構 成)

- 第11条 総会は、第5条により選挙された全ての代議員をもって構成する。
 - 2. 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

- 第12条 総会は、この定款で別に定めのある事項のほか、次の事項について審議し、決議する。
 - (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

- 第 13 条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後 2 箇月以内に開催するほか、必要がある場合には 臨時総会を開催する。
 - 2. 前項の定期総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

- 第 14 条 総会は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。
 - 2. 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、代議員1名に対して1個とする。

(決 議)

- 第 17 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければ、これをすることができない。
 - 2. 決議は、出席社員の議決権の過半数をもって決する。
 - 3. 本条の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上で決する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 4. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第 18 条 代議員は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。
 - 2. 前項の代議員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令で定めるところにより、 この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。 この場合において、当該代議員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

- 第 19 条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時までに 当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。
 - 2. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法によりこの法人に提出して行う。
 - 3. 前2項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した代議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第5章 役員、名誉顧問、総裁、名誉会長、相談役及び参与

(役員の設置)

- 第21条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理 事 3名以上25名以内
 - (2) 監 事 3 名以内
 - 2. 理事の内、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
 - 3. 前項の会長を以て、法人法上の代表理事とし、専務理事、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項 第 2 号の業務執行理事とする。

(名誉顧問、顧問、総裁、名誉会長、相談役及び参与)

- 第 22 条 この法人に、任意の機関として名誉顧問、顧問、総裁、名誉会長、相談役及び参与を置くことができる。
 - 2. 名誉顧問、顧問、総裁、名誉会長、相談役及び参与は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 3. 名誉顧問、総裁及び名誉会長は本会の儀礼的な業務につき会長を援助し、顧問、相談役及び参与は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は総会の決議によって、第5条の正会員の中から選任する。ただし、専務理事 及び常務理事並びに監事の内それぞれ1名を、会員内外の学識経験のある者、見識のある者の中 から選任することができる。 2. 会長・副会長・専務理事・常務理事は理事会の決議によって、理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2. 会長は、この法人を代表し、業務を統轄する。
 - 3. 副会長は、会長を補佐し、専務理事及び常務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会で定められたところによりその職務を行う。
 - 4. 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の 執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2. 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を 調査し、その他法令で定められた権限を行使することができる。

(役員の任期)

- 第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する定期 総会終結の時までとする。
 - 2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3. 理事及び監事は任期の満了又は辞任により退任した後も、第21条の員数を欠いた場合は、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利及び義務を有する。

(役員の解任)

- 第27条 理事及び監事の職を解くには、総会の議決を要する。
 - 2. 会長・副会長・専務理事及び常務理事の職を解くには、理事会の決議を要する。

(役員の報酬等)

- 第28条 役員に対して、総会において別に定める報酬を支給することができる。
 - 2. 前項に基づき無報酬とされた場合においても、別に総会が定める額の日当等を支給することを妨げない。
 - 3. 役員が職務を果たす上で生じた経費は、別途支給する。

第6章 理事会

(構 成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
 - 2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第30条 理事会は、この定款で別に定めた事項のほか、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する決定
- (4) 総会に付議すべき事項の決定
- (5) その他この法人の運営に必要な事項で、他の機関の権限とされていないもの。

(招 集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
 - 2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め理事会によって定められた順位に従い、副会長が理事会を招集する。

(決 議)

- 第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 出席理事の過半数をもって決する。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2. 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、または記名押印しなければならない。

(委員会)

- 第34条 この法人は、定款第4条の事業を行うために、理事会の諮問機関として専門知識を集約する 専門委員会を設置する。
 - 2. 委員会は次の通りとする。
 - (1) 技術技能委員会
 - (2) 総務委員会
 - 3. 事案の必要性に応じて、理事会の決議に基づき、別に特別委員会を設けることができる。
 - 4. 委員は、理事の中から理事会において選任及び解任する。但し、必要に応じて理事以外の会員から選任することを妨げない。
 - 5. 会長・副会長・専務理事及び常務理事は、各委員会に出席することができる。
 - 6. 委員会の運営等に関する細則は、理事会が定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会

長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

- 第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定期総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3. 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くと共に、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置く。

第8章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

第38条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の詳細に関する規則制定)

第39条 前条の基金の詳細に関する規則は、理事会が定める。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 41 条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他必要な事項を、清算人 において別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

- 第42条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。
 - 2. 事務局に事務局長1名、事務局次長1名及び所要の職員をおく。
 - 3. 事務局に関する事項は、理事会で定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

- 第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
 - 2. 解散時に存する残余財産は、総会の決議を経て、類似の目的を持つ公益関連の事業を営む団体に 贈与する。

第11章 公告

(公告の方法)

- 第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。
 - 2. 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることが出来ない場合には、官報に掲載する方法によってのみこれを行う。

第12章 雑 則

(規則制定)

第 46 条 この定款の規定を実施するために必要な規則等は、法令及びこの定款に定めがある場合のほか、理事会が定める。

附則

- 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. この法人の最初の会長は、永井克弘とする。
- 3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同 法 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、 第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事 業年度の開始日とする。
- 4. この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。

2013年 4月 1日 制定

2021年 6月 1日 一部改正